包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する研究会

　設置要綱

（目的）

第1条　これまで大阪府内の社会福祉法人が実施してきた社会貢献事業の取組み等と、市町村の地域福祉に関する取組みが相互に連携し発展していくうえでの課題や方策などについて研究や意見交換を行うため、包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　研究会は、必要な最小限の構成員で組織する。

２　構成員は、学識経験のある者、社会貢献事業に従事する実務者、行政機関の職員、その他適当と認められる者のうちから、大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課長（以下「課長」という。）が選出する。

３　構成員の任期は、令和４年３月３１日までとし、補欠の構成員の任期は、前任者の残期間とする。

（会議）

第３条　研究会は、課長が招集し開催する。

２　研究会の進行は、座長を定めて行うこととする。

３　課長は、必要に応じて研究会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

（謝礼金等）

第４条　第２条に規定する構成員（学識経験者及び実務者に限る。）が会議に出席した際の

謝礼金の額は、日額8,300円とし、出席の都度支給する。

２　構成員の費用弁償については、「職員の旅費に関する条例」（昭和40年大阪府条例第37号）に準じて支給する。

３　研究会の構成員以外の者の謝礼等については、第1項の例による。

４　研究会の構成員に会議以外の場で行った意見徴収等については、謝礼を支給しない。

（設置期間）

第５条　研究会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和４年３月３１日までとする。

（庶務）

第６条　研究会の庶務は、大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年２月２６日から施行する。